

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会業務方法書実施細則

(補助対象経費等)

第1条 業務方法書第2章第2節から第13節までの事業に係る補助対象経費、補助率及び採択要件等は、別表1から別表14までのとおりとする。

(事業実施の手続等)

第2条 業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、下表のとおりとする。

手 続	様式番号
1 果樹経営支援対策事業	
(1) 果樹経営支援対策整備事業実施計画（実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（確定報告）	別記様式5-1（参考様式5号）
(2) 果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表	別記様式5-1(別記様式1号の別紙7)
(3) 果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）の（変更）承認申請	別記様式5-2（参考様式1号）
(4) 果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表（定額補助の改植分の事後確認（生育状況確認）用）	別記様式5-5（参考様式2-1号） 別記様式5-5（参考様式2-2号）
(5) 産地総括表（果樹経営支援対策整備事業実施計画（実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者（確定報告））	別記様式5-3（参考様式3号）
(6) 果樹経営支援対策（推進事業）実施計画（実績報告）	別記様式5-4（参考様式4号）
(7) 果樹経営支援対策事業（推進事務）実施計画の（変更）承認申請	別記様式5-6（参考様式6号）
(8) 果樹経営支援対策整備事業実施計画に係る事前（事後）確認の依頼	別記様式5-7（参考様式7号）
(9) 果樹経営支援対策整備事業に係る事前（事後）確認報告書	別記様式5-8（参考様式8-1号）
(10) 果樹経営支援対策整備事業のうかの定額補助の改植に係る生育状況確認報告書	別記様式5-8-1（参考様式8-2号）
(11) 果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金の（変更）交付申請書	別記様式5-9（参考様式10号）
(12) 果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業対象者）補助金の（変更）交付申請書（生産出荷団体に委任する場合）	別記様式5-10（参考様式11号）
(13) 果樹経営支援対策事業（推進事務費）補助金の（変更）交付申請書	別記様式5-11（参考様式12号）
(14) 果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求書	別記様式5-12（参考様式13号）
(15) 果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求書（支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合）	別記様式5-13（参考様式14号）
(16) 果樹経営支援対策事業（推進事務費）の実績報告兼補助金支払請求書	別記様式5-14（参考様式15号）

(17) 果樹経営支援対策事業の交付決定前着工届	別記様式5-15 (参考様式16号)
(18) 特認事業 (防霜、防風設備) 整備計画書 (個人記入用)	別記様式5-18 (参考様式19号)
(19) 特認事業 (防霜、防風設備) 整備計画書 (産地協議会用)	別記様式5-20 (参考様式20号)
(20) 特認事業 (モノレール) 導入計画書 (個人用)	別記様式5-21 (参考様式22号)
(21) 農地中間管理機構に係る整備計画書 (実績報告書)	別記様式5-22 (参考様式25号)
(22) 追加的経費を必要とする改植に係る整備計画書 (実績報告書) (特認団体・担い手)	別記様式5-23 (参考様式26号)
(23) 追加的経費を必要とする急傾斜地等からの移動改植に係る整備 計画書	別記様式5-24 (参考様式27号)
2 未来型果樹農業等推進条件整備事業	
(1) 未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金交付申請書	別記様式1-1 (9-1号)
(2) 未来型果樹農業等推進条件整備事業実績報告兼補助金支払請求書	別記様式1-2 (9-2号)
(3) 未来型果樹農業等推進条件整備事業実施状況報告書	別記様式1-3 (9-3号)
(4) 未来型果樹農業等推進条件整備事業目標達成状況報告書	別記様式1-4 (9-4号)
(5) 未来型果樹農業等推進条件整備事業における改善計画	別記様式1-5 (9-5号)
3 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	
(1) 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金交付申請 書	
(2) 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実績報告兼補助 金支払請求書	
(3) 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施状況報告書	
(4) 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業目標達成状況報 告書	
(5) 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業における改善計 画	
4 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業	
(I) 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業補助金交付申 請書	別記様式3-1 (11-1号)
(2) 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業実績報告兼補 助金請求書	別記様式3-2 (11-2号)
(3) 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業実施状況報告 書	別記様式3-3 (11-3号)
(4) 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業目標達成状況 報告書	別記様式3-4 (11-4号)
(5) 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業における改善 計画報告書	別記様式3-5 (11-5号)

<p>(6) 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業収益状況報告書</p> <p>5 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業</p> <p>(1) 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業補助金交付申請書</p> <p>(2) 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金請求書</p> <p>(3) 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業実施状況報告書</p> <p>(4) 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況報告書</p> <p>(5) 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画報告書</p> <p>(6) 苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業収益状況報告書</p> <p>6 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業</p> <p>(1) 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業補助金交付申請書</p> <p>(2) 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業実績報告兼補助金請求書</p> <p>(3) 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業実施状況報告書</p> <p>(4) 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業目標達成状況報告書</p> <p>(5) 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業における改善計画報告書</p> <p>7 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業</p> <p>(1) 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業補助金交付申請書</p> <p>(2) 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業実績報告兼補助金請求書</p> <p>(3) 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業実施状況報告書</p> <p>(4) 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業目標達成状況報告書</p> <p>(5) 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業にお</p>	<p>別記様式3-6 (11-6号)</p>
--	------------------------

る改善計画報告書	
8 花粉安定確保対策事業	
(1) 花粉安定確保対策事業補助金交付申請書	別記様式7-1 (15-1号)
(2) 花粉安定確保対策事業実績報告兼補助金支払請求書	別記様式7-2 (15-2号)
(3) 花粉安定確保対策事業実施状況報告書	別記様式7-3 (15-3号)
(4) 花粉安定確保対策事業目標達成状況報告書	別記様式7-4 (15-4号)
(5) 花粉安定確保対策事業における改善計画	別記様式7-5 (15-5号)
9 果汁特別需給調整保管等対策事業	
(1) 果汁特別需給調整保管等対策事業補助金の(変更)交付申請	別記様式4-1 (15-1号)
(2) 果汁特別需給調整保管等対策事業の実績報告	別記様式4-2 (15-2号)
10 中価格帯・加工専用果実生産支援事業	
(1) 中価格帯・加工専用果実生産支援事業補助金の(変更)交付申請	
(2) 中価格帯・加工専用果実生産支援事業の実績報告兼補助金支払請求	
11 国産果実競争力強化事業	
(1) 国産果実競争力強化事業補助金の(変更)交付申請	
(2) 国産果実競争力強化事業の実績報告書兼補助金支払請求	
12 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業	
(1) 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業補助金(変更)交付申請	
(2) 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実績報告兼補助金支払請求	
13 果樹先導的取組支援事業	
(1) 果樹先導的取組支援事業実施計画(及び未収益期間の幼木管理支援対象者)の(変更)承認申請	別記様式6-1 (参考様式5号)
(2) 産地総括表 果樹先導的取組支援事業実施計画(実績報告)	別記様式6-2 (参考様式3号)
(3) 果樹先導的取組支援事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書	別記様式6-3 (参考様式1号)
(4) 果樹先導的取組支援事業産地協議会記載表	別記様式6-4 (参考様式2-1号)
(5) 果樹先導的取組支援事業に係る事前(事後)確認報告書	別記様式6-5 (参考様式8-1号)
(6) 果樹先導的取組支援事業(果樹未収益期間支援事業)補助金(変更)交付申請書	別記様式6-6 (参考様式10号)
(7) 果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書	別記様式6-7 (参考様式11号)

(8) 果樹先導的取組支援事業実績（果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求書	別記様式6-8（参考様式13号）
14 その他	
(1) 果樹経営支援対策事業等を実施した園地の所有権又は貸借権等の移転に係る届出	
(2) 果樹経営支援対策事業で改植等又は傾斜の緩和等を実施した園地の改変に係る届出	
(3) 果樹経営支援対策事業等で取得又は効用の増加した施設等の災害報告	
(4) 果樹経営支援対策事業等で取得又は効用の増加した施設等の増築届出	
(5) 果樹経営支援対策事業等で実施した改植等に係る補助金の返還承認申請	

（環境負荷低減チェックシート）

第2条の2 持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）第6の4及び産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙2（以下「先導支援要綱」という。）Iの第8の3に基づき、事業実施者（支援対象者がいる場合は支援対象者）は、事業実施計画の承認申請に当たって、環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出することとする。また、支援対象者からチェックシートの提出を受けた事業実施者は、各支援対象者が各取組を実施する旨をチェックリストに整理して本会に提出するとともに、提出されたチェックシートを保管するものとする。

2 支援対象者は、事業実施後、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認した上で提出することとする。また、実績報告の際に、支援対象者からチェックシートの提出を受けた事業実施者は、当該チェックシートをチェックリストに整理して本会に提出するとともに、提出されたチェックシートを保管するものとする。本会は、当該リストを中央果実協会へ提出するものとする。

（政策の重要度の指標及びポイント等）

第3条 業務方法書第40条の政策の重要度の指標は、次のとおりとし、各指標毎に付与すべきポイントについては、偏差値換算した各指標値に指標毎の加重平均ウェイトを乗じて算定する。

(1) 担い手への園地の集積状況（加重平均ウェイト：2割）

産地計画における担い手への園地集積の目標値に対する現状値の割合を指標とする。

(2) 振興品目の生産状況（加重平均ウェイト：2割）

産地計画に記載のある全振興品目の栽培面積の目標値に対する達成割合を指標とする。

(3) 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況（加重平均ウェイト：0.5割）

当該申請に係る事業実施計画での、担い手が農地中間管理機構又は機構と同様の取組を行っているもの（以下、「機構等」という。）を通じて借り入れた園地における事業実施面積の割合を指標とする。

(4) 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況（加重平均ウェイト：0.5割）

当該事業実施計画の申請までに、農地中間管理機構が産地協議会の構成員となっているか否かを指

標とする。

(5) 農業共済及び収入保険の加入状況（加重平均ウェイト：1割）

農業共済の加入状況については、主たる品目の産地全体での果樹共済加入率を、収入保険の加入状況については、産地全体での収入保険の加入率を指標とする。

(6) G A P の取組状況（加重平均ウェイト：0.5割）

産地全体でのG A P の取組率を指標とする。

(7) 革新実施計画（農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画）の認定状況（加重平均ウェイト；0.5割）

産地内で革新実施計画が認定されていることを指標とする。

(8) 輸出の取組状況（加重平均ウェイト：1割）

産地協議会における、直近2か年合計の果実の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合のほか、輸出事業計画、フラッグシップ輸出産地の認定状況について、配分基準に基づくポイントを指標とする。

(9) 水田活用の取組状況（加重平均ウェイト：1割）

産地協議会における、直近4か年合計の水田の果樹園への転換面積である新植面積の実数について、配分基準に基づくポイントを指標とする。

(10) 労働生産性向上の取組状況（加重平均ウェイト：1割）

産地協議会における、直近4か年合計の省力樹形への改植・新植面積の実数について、配分基準に基づくポイントを指標とする。

2 補助金の配分に当たっては、産地協議会毎に前項の指標毎のポイントを積み上げた合計ポイントに基づき算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとするが、省力樹形の導入に係る整備事業又は機構等が支援対象者となる整備事業の対象園地については、予算枠の範囲内で100%を配分するものとする。

（生産拡大に向けた特別枠の設置）

第4条 生産拡大に向けた次の取組に対しては、当年度予算額のうち、本会が別に示す特別枠の範囲内において支援するものとする。

(1) 業務方法書第15条の(1)の力のただし書きに該当するうんしゅうみかんの極早生品種を転換先とする改植・新植

(2) 業務方法書第15条の(1)のキの実施細則に定める場合のうち、実施細則別表1の1の(1)のアの(力)に該当する場合を除き、果実の輸出拡大のための安定的な供給量の確保や、産地の生産基盤の強化等を目的として産地が行う同一品種改植

(3) 業務方法書第15条の(4)の用水・かん水設備の整備のうち簡易なボーリング（受益者が5戸未満の場合に限る。）

2 特別枠の配分に当たっては、申請のあった産地協議会ごとに、次の表の評価項目に基づきポイント化し、合計ポイントの高い産地協議会の順に並べ、予算枠の範囲内で上位の産地協議会から順に採択するものとする。

複数の産地協議会について、同ポイントとなり、かつ、それらの産地協議会の申請合計額が特別枠の残額を超過する場合は、申請面積に対する補助金額の小さい順に採択するものとする。

評価項目	内容	配分基準	ポイント
1 生産拡大の状況	申請のあった産地協議会における、当該品目の直近3年間の平均面積に対する増加率	5%以上 4%以上5%未満 3%以上4%未満	10ポイント 8ポイント 6ポイント

		2%以上3%未満 1%以上2%未満 1%未満	4ポイント 2ポイント 0ポイント
2 新たな担い手の確保状況	申請のあった産地協議会における、直近3年間の果樹の新規就農者の実数	10名以上 8名～9名 6名～7名 4名～5名 2名～3名 1名以下	10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント 0ポイント
3 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組	当該産地における当該品目の栽培面積に対する、加工・業務用果実の直近4か年合計の導入面積の割合	5%以上 4%以上5%未満 3%以上4%未満 2%以上3%未満 1%以上2%未満 1%未満	10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント 0ポイント
4 輸出の取組	申請のあった産地協議会における、直近2か年合計の果実の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合	5%以上 4%以上5%未満 3%以上4%未満 2%以上3%未満 1%以上2%未満 1%未満	10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント 0ポイント
5 水田活用の取組	申請のあった産地協議会における、直近4か年合計の水田の果樹園への転換面積である新植面積の実数	5ha以上 4ha以上5ha未満 3ha以上4ha未満 2ha以上3ha未満 1ha以上2ha未満 1ha未満	10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント 0ポイント

注1：4の直近2か年は暦年とし、全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合には、加工品を含む。

2：5の新植面積は、果樹経営支援対策事業を活用したものであるか否かを問わない。また、2に係る水田は、現況水田を対象とする。

3 改植生産拡大に向けた取組への支援に係る申請に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 産地協議会は、申請の際、評価項目に係るポイントの根拠となる資料を都道府県法人等に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、申請の際、対象園地ごとに、生産拡大に向けた取組を行うことが必要な理由を提出するものとする。
- (3) 同一品種改植及び極早生うんしゅうみかん改植先の品種は、産地計画において、生産を振興する品種に位置付けられているものに限るものとする。

(都道府県法人等の配分額への前々年度の執行率の反映)

第5条 都道府県法人等に配分する補助金の効率的な予算執行を推進するため、補助金要望額が予算額を超えると判断される場合、政策の重要度に応じた配分額に、前々年度の都道府県法人等における補助金の不用率に応じた不用額調整率を以下の(1)から(4)に従って乗じたものを配分額とする。なお不用率とは、都道府県法人等が前々年度において交付決定を受けた額のうち未執行になった額を交付決定額で除した率をいう。

- (1) 不用率が20%未満の場合、不用額調整率100%
- (2) 不用率が20%以上25%未満の場合、不用額調整率95%
- (3) 不用率が25%以上30%未満の場合、不用額調整率90%
- (4) 不用率が30%以上の場合、不用額調整率80%

(水田農業高収益化に向けた取組の優先採択)

第6条 水田農業高収益化推進計画（『水田農業高収益化推進計画の策定について』（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいう。）において、業務方法書第4条に掲げる事業のいずれかに係る申請者が位置付けられている場合、当該申請者を優先採択するものとする。

(果樹農業の振興を図るための基本方針に基づく施策を実行する団体等への配慮)

第7条 果樹農業の振興を図るための基本方針（令和2年4月農林水産省公表。以下「基本方針」という。）

第1の(2)の果樹農業の振興に向けた基本的考え方において、気象条件や販売環境等を要因とした短期的な需給のアンバランスは起こり得るため、需要に見合った生産・出荷を行うことにより、一時的な出荷集中等が発生しないように取り組むとされたことから、安定的かつ計画的な生産・出荷を推進する果実生産出荷安定協会等に参画する団体等が果樹経営支援対策事業等を実施する場合については、当該事業の実施により基本方針に掲げられた事項を達成することができるよう配慮するものとする。

(大規模効率生産への支援)

第8条 業務方法書第12条第3項及び116第1項の(1)に規定する大規模効率生産に対しては、当年度の予算額のうち、本会が別に示す特別枠（以下「大規模効率生産推進枠」という。）の範囲内において支援するものとする。

2 大規模効率生産推進枠の配分に当たっては、申請のあった計画毎に、次の表のうち以下の評価項目に基づきポイント化し、合計ポイントの高い計画の順に並べ、大規模効率生産推進枠の範囲内で上位の計画から順に採択するものとする。

複数の計画が同ポイントとなり、かつ、それらの計画の申請合計額が大規模効率生産推進枠の残額を超過する場合は、申請面積に対する補助金額の少ない順に採択するものとする。

1 革新実施計画における現状と目標を比較した労働生産性（労働投入量に対する付加価値額）の向上
100%以上：10ポイント
80%以上100%未満：8ポイント
60%以上80%未満：6ポイント
40%以上60%未満：4ポイント
20%以上40%未満：2ポイント
20%未満：0ポイント
2 革新実施計画において、対象品目の目標年度における革新実施計画で取り組む面積の割合
50%以上：10ポイント
40%以上50%未満：8ポイント
30%以上40%未満：6ポイント
20%以上30%未満：4ポイント
10%以上20%未満：2ポイント
10%未満：0ポイント
3 フラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組であって、計画内容に輸出の取組が含まれていること。

含まれている：5ポイント 含まれていない：0ポイント
4 輸出事業計画の認定状況 輸出事業計画の認定を受けており、計画内容に輸出の取組が含まれていること。 含まれている：5ポイント 含まれていない：0ポイント

(果樹先導的取組支援事業の実施手続き等)

第9条 果樹先導的取組支援事業のうち先導支援要綱第2の1の(1)、(2)、(6)、(7)(まとまった面積での省力樹形等への改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組(以下「一斉改植支援」という。))に限る。)、(8)及び(9)の取組の実施にかかる手続き及びその様式は、第2条の表中の1に定める別記様式及び参考様式について事業名を置き換えて用いる。なお、参考様式1号、2-1号及び3号については、「成果目標」の項が入ったものを用いる。

2 果樹先導的取組支援事業のうち先導支援要綱第2の1の(4)の取組のうち技術の実証の実施にかかる手続き及びその様式は、下表のとおりとする。

果樹先導的取組支援事業(技術の実証)	
(1) 果樹先導的取組支援事業(技術の実証)補助金交付申請書	別記様式10-1号
(2) 果樹先導的取組支援事業(技術の実証)実績報告兼補助金請求書	別記様式10-2号

3 果樹先導的取組支援事業のうち先導支援要綱第2の1の(3)、(4)のうち展示ほの設置、(5)、(7)(一斉改植支援を除く。))、及び(10)の取組の実施にかかる手続き及びその様式は、下表のとおりとする。

果樹先導的取組支援事業(品目転換等)	
(1) 果樹先導的取組支援事業(品目転換等)補助金交付申請書	別記様式10-3号
(2) 果樹先導的取組支援事業(品目転換等)実績報告兼補助金請求書	別記様式10-4号

4 果樹先導的取組支援事業のうち先導支援要綱第2の1の(12)の取組の実施にかかる手続き及びその様式は、第2条の表中の1の推進事務に関する別記様式及び参考様式について事業名を置き換えて用いる。

5 果樹先導的取組支援事業のうち第4条第1項各号に該当する取組については第4条を準用する。

別表1（果樹経営支援対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 優良品目・品種への 転換等 ア 改植・新植</p>	<p>(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。ただし、新植においては伐採・伐根費を除く。</p> <p>(イ) 補助率及び植栽密度の下限</p> <p>a 補助率は、持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組欄及び補助率欄の1の(1)に掲げるとおりとする。</p> <p>b 補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。</p> <p>(a) 慣行樹形への改植・新植</p> <p>① うんしゅうみかんへの改植・新植 青島温州を除くうんしゅうみかん（50本/10a）、青島温州（36本/10a）</p> <p>② うんしゅうみかん以外のかんきつ類のうち以下の品目への改植・新植 不知火（47本/10a）、いよかん（62本/10a）、レモン（25本/10a）、はっさく（28本/10a）、ゆず（27本/10a）、ぽんかん（40本/10a）、ぶんたん（20本/10a）、たんかん（22本/10a）</p> <p>③ その他の主要果樹のうち以下の品目への改植・新植 りんご（18本/10a）、日本なし（40本/10a）、西洋なし（15本/10a）、かき（30本/10a）、ぶどう（12本/10a）、もも（18本/10a）、おうとう（15本/10a）、びわ（28本/10a）、くり（21本/10a）、うめ（12本/10a）、すもも（13本/10a）、キウイフルーツ（9本/10a）、いちじく（10本/10a）</p> <p>④ りんごのわい化栽培への改植・新植（62本/10a）</p> <p>⑤ ぶどう（加工用）の垣根栽培への改植・新植（125本/10a）</p> <p>(b) 省力樹形への改植・新植</p> <p>① 超高密植（トールスピンドル、りんご）栽培への改植・新植（概ね250本以上/10a）</p> <p>② 高密植低樹高（新わい化、りんご）栽培への改植・新植（概ね165本以上/10a）</p> <p>③ 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植（概ね170本以上/10a）</p> <p>④ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも）への改植・新植（概ね170本以上/10a）</p> <p>⑤ ジョイント栽培（なし、もも、すもも）への改植・新植（概ね169本以上/10a）</p> <p>⑥ ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上/10a）</p> <p>⑦ 朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植（概ね33本以上/10a）</p> <p>⑧ V字ジョイント栽培（なし、もも、おうとう）への改植・新植（概ね125本以上/10a）</p> <p>⑨ V字ジョイント栽培（りんご）への改植・新植（概ね166本以上/10a）</p> <p>⑩ V字ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上/10a）</p> <p>(c) (a)及び(b)に区分が設けられていない品目や植栽方法に該当する場合の</p>

補助対象となる植栽密度は、農産局長に協議の上、公的な試験データなどを参考として個別に妥当な水準を判断することとする。

(ウ) 次の(a)又は(b)のいずれかの場合にあっては、次の額を次の額を持続的生産要領で定額と定められた額それぞれに加算する。ただし、(a)及び(b)の取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は2万円/10アールとする。

定額 2万円/10アール

a 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と本会が認めた者が行う改植・新植であって、一定の要件を満たす場合

b 農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であって、一定の要件を満たす場合

(エ) 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植・新植を行う場合であって、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。

a 最初の年度においては、改植・新植に要した補助対象経費の2分の1の額と要綱で定められた額(ウ)の額を加算した場合は加算後の額)のいずれか低い額とする。

b 改植・新植の完了した年度においては、持続的生産要領で定額と定められた額(ウ)の額を加算した場合は加算後の額)から上記aの額を差し引いた額とする。

(オ) 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植・新植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植・新植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。

(カ) 同一品種の改植

実施細則第4条に該当する場合を除き、業務方法書第15条の(1)のキの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。

① 省力樹形

② 省力的な植栽方法

③ りんごのわい化栽培(慣行樹形からの改植に限る。)

④ 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合

⑤ 産地計画に位置づけられた優良系統(同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。)を導入する場合

⑥ 自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害を受けたが発生した園地において、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品種・品種が植栽されている場合

⑦ 業務方法書第53条第1項に定める整列樹形

(キ) 自然災害時の補助対象経費等

自然災害による被害を受けた園地の改植については、次のaの経費を補助対象に加えることができる。aの経費の補助率はbによるものとする。

なお、業務方法書第19条第1号及び第20条第3号の自然災害、第20条第3号の通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害とは、一定の広がり地域において発生した自然災害若しくは局地的に甚大な被害が生じた自然災害又は地域で既に普及されている栽培技術では防除や防止が困難であった病害虫若しくは生理障害の発生による樹体の生育全体に影響が及ぶ被害であって、都道府県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいふ。原則として発生した年の翌年の12月末日までに申請を行うものとする。

a 補助対象となる経費

(a)改植と一体的に行う場合の果樹棚の設置に必要な資材費

(b)改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用

b 補助率

2分の1以内

(ク) 自然災害時の提出資料

(キ) の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を本会に提出するものとする。

a 被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる資料

b 改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び事業実施面積の算出根拠がわかる図面等

(ケ) 災害復旧対策等で伐採・抜根等を行った場合には(ア)に関わらず、伐採・抜根等に要した経費については、補助対象としない。また、補助率については持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)のうち新植に係るものを適用する。

(コ) 改植・新植単価の加算の要件

a (ウ) のaの一定の要件を満たす場合とは、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。

(a) 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植・新植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が高む場合

(b)本会が以下の場合に該当すると認めた園地

①改植・新植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつて、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

②産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であつて、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合

b (ウ) のbの一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであつて、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。

(a) 50アール以上のまとまった農地に移動すること

(b)改植8年後までに①かつ②の目標を達成すること

①移動後の園地の10アール当たりの労働時間を産地の平均より10%以上縮減すること。

②移動後の園地の10アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ10%以上増加すること。

(c)次のいずれかに該当すること

① 2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が高む場合

②改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

(サ) (コ)のaの柱がきの要件を満たし、かつ、(コ)のaの(b)の②を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、本会が認めた場合には、担い手が行う改植・新植について、(ウ)のaの規定を準用する。

(シ) (コ)のa及び(サ)の場合における改植・新植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合に、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合に概ね10アール以上とする。

(ス) 担い手が自己育成した大苗を用いる改植・新植にあつては、(ア)に関わらず苗木代に要した経費については補助対象としない。また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。

なお、改植・新植に用いる自己育成した大苗は、以下の要件をすべて満たす場合とする。

① 担い手が自己育成を行う苗木の購入前に品目・品種、入手方法等を記載した自己育成大苗改植・新植計画を作成し、産地協議会の承認を受けていること。

② 担い手は、苗木の育成期間中、自己育成大苗改植・新植計画に沿って苗木を育成していることを毎年1回産地協議会に報告し、産地協議会により確認されていること。

③ 育成期間は、5年以内であること。

(セ) 業務方法書第15条第1号のウに規定する省力樹形の導入に係る改植・新植への申請に当たり、産地協議会は、生産性向上等の導入効果に関して、以下のaに加えて、b又はcのいずれかが確認できるものとして域内外で実施された試験結果若しくは事例についての審査会の結果を本会に提出するものとする。ただし、持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の1の(1)のイにおいて、定額とされているものを除く。

また、同第15条第1号のエに規定する省力的な植栽方法の導入に係る改植・新植への申請に当たり、産地協議会は、生産性向上等の導入効果に関して、以下のaからcまでのいずれかが確認できるものとして域内外で実施された試験結果若しくは事例についての審査会の結果を本会に提出するものとする。

a 未収益となる期間の短縮が期待できるものであること。

b 10アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上削減できること。

c 10アール当たり収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できること。

(フ) 補助対象となる経費

整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費

<p>イ 高接</p>	<p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
<p>(2) 小規模基盤整備 ア 園内道の整備</p>	<p>(ア) 補助対象となる経費 舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p> <p>(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等の経費</p>
<p>イ 傾斜の緩和</p>	<p>(イ) 補助率 2分の1以内</p> <p>(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等の経費</p>
<p>ウ 土壌土層改良</p>	<p>(イ) 補助率 2分の1以内</p> <p>(ア) 補助対象となる経費 排水設備費（明きよ、暗きよ、貯水槽、ポンプ等）等の経費</p>
<p>エ 排水路の整備</p>	<p>(イ) 補助率 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる経費 伐採・抜根費、整地費、植林費等の経費</p>
<p>(3) 放任園地発生防止 対策</p>	<p>イ 補助率</p> <p>a うんしゅうみかん等のかんきつ類の果樹園 定額 10万円/10アール</p> <p>b りんご等主要果樹の果樹園 定額 8万円/10アール</p> <p>c 上記以外の果樹園の廃園 定率 2分の1以内</p>
<p>(4) 用水・かん水設備の 整備</p>	<p>ア 補助対象となる経費 揚水設備費、撒水設備費、自動制御装置費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
<p>(5) 特認事業</p>	<p>ア 補助対象となる経費</p> <p>(ア) 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備（同種・同能力のものを再度整備することを除く。）については、補助対象経費は施設導入・設置費、資材費、掘削費等の経費とする。</p> <p>(イ) 防霜設備、防風設備の整備については、補助対象経費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置費等の経費と</p>

対象とする作業		作業の内容
対 象 経 費	旅費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
	共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
	報償費	謝金
	需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品） 燃料費（自動車等の燃料費） 食料費（当該事業遂行上特に必要な会議用茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（器具類の修繕費）
	役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等、振込手数料（物品代金、謝金及び都道府県法人等が支払う補助金に係るもの）
	使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	備品購入費	機械器具等購入費
	光熱水料費	機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等
交付対象機関	都道府県法人等、農地中間管理機構、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関	

別表2（果樹未収益期間支援事業関係）

事業の種類項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<p>持続的生産要領1第1の2の(2)の果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費</p>
2 補助対象果樹等	<p>業務方法書第45条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボガド、アンズ、いちじく、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイヤ、ブルーベリー、マンゴー、やまぶどう、ライチ、ハスカップ及び本会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、花粉採取専用植栽された果樹を除く。</p> <p>補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、都道府県法人等が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て中央果実協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。</p> <p>4年間</p>
3 支援対象期間	<p>ただし、次に掲げる場合にあっては、4年間からそれぞれに該当する年数を減じた年数を支援対象期間とし、補助金の額を算出する。</p> <p>なお、(1)については、未収益期間に要する経費が、未収益期間支援事業の補助額を事業費に換算した額（44万円/10a）を上回る場合は、支援対象期間は4年間とする。</p> <p>(1) 持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の1の(1)のイの(ク)に定める省力樹形への改植・新植にあっては、本会が別表1の1の(1)のアの(セ)の審査会の結果を受け、果樹未収益期間に相当しないと認められた年数</p> <p>(2) 持続的生産要領Iの第1の2の(2)のただし書きの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）</p> <p>(3) 別表1の1の(1)のアの(ス)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあっては、本会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認められた年数</p>

別表3（未来型果樹農業等推進条件整備事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
未来型果樹農業等推進条件整備事業	<p>1) 補助対象となる経費 持続的生産要領Iの第1の3の(1)の工の表に掲げる経費</p> <p>(2) 補助率 定額</p> <p>ただし、機材・施設や資材の導入費又はリース導入費については2分の1以内</p>

別表4（果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	(1) 補助対象となる経費 持続的生産要領Ⅰの第1の3の(2)の工の表に掲げる経費 (2) 補助率 定額又は1/2以内

別表5（苗木安定確保対策のうち優良苗木生産推進事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
1 補助対象経費 2 補助率	持続的生産要領Ⅱの第1の1の(10)に掲げる経費 定額又は2分の1以内

別表6（苗木安定確保対策のうち果樹種苗増産緊急対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
1 補助対象経費 2 補助率 3 1地区当たり補助金額の 上限	持続的生産要領Ⅱの第1の2の(9)に掲げる経費 2分の1以内 1千万円

別表7（苗木安定確保対策のうち省力的苗木生産体制推進事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
1 補助対象経費 2 補助率	持続的生産要領Ⅱの第1の3の(7)に掲げる経費 1/2以内

別表8（苗木安定確保対策のうち苗木契約生産拡大支援事業）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
1 補助対象経費 2 補助率	持続的生産要領Ⅱの第1の4の(7)に掲げる経費 定額（15万円/10a以内）

別表9（花粉安定確保対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
1 補助対象経費 2 補助率	持続的生産要領Ⅱの第2の4の表に掲げる経費 定額又は2分の1以内

別表10（果汁特別調整保管等対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率
1 果実製品の調整保管事業	(1) 補助対象となる経費 指定果実その他の果実を原料とした果実製品の製造等に要した資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払に要する経費 (2) 補助金の額 金利については定額、保管料については2分の1以内
2 果実の産地廃棄事業	(1) 補助対象となる経費 選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費 (2) 補助率 2分の1以内

別表11（果実流通加工対策事業のうち中価格帯・加工専用果実生産支援事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 中価格帯・加工専用果実生産支援事業関係	(1) 補助対象となる経費 ア 果実加工品の試作品製作のための検討委員会の開催、試作品製作、試作品成分分析、消費者モニター調査及び報告書の作成に要する経費 イ アの当該加工品の原料価格や業務用需要を想定した栽培手法等の検討のための検討会の開催、栽培技術や出荷技術の実証及びマニュアル・報告書等の作成に要する経費 補助率 定額（ただし、一事業者当たり合わせて180万円を上限とする。） (2) 事業の委託 事業の一部を委託する場合は、交付決定額の2分の1以内とする。 (4) 事業実施に当たっての留意事項 (1) のア及びイはともに実施するものとする。ただし、イのみの実施を可能とする。 (5) 事業の公募 実施者は、公募要領を定めて公募を行い、外部有識者を含めた選定委員会による審査を経て、実施候補者を決定するものとする。

別表12（果実流通加工対策事業のうち国産果汁競争力強化事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	(1) 補助対象となる経費 ア 部門別経営分析及び需要調査に要する経費 イ 過剰な搾汁設備の廃棄、高品質果汁等製造設備の導入に要する経費 ウ 廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要す

	<p>る経費</p> <p>工 高品質果汁等製造設備の導入に要する経費</p> <p>オ 新製品・新技術の開発促進又は普及に要する経費</p> <p>(2) 補助率</p> <p>(1)のアの経費については定額、(1)のイ及びエの経費については3分の1以内、(1)のウ及びオの経費については2分の1以内</p> <p>(3) 事業実施者</p> <p>業務方法書第110条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。</p> <p>(1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等</p> <p>(1)の工及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等</p>
--	---

別表13(果実流通加工対策事業のうち加工・業務用安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア 国産果実需要適応型取引手法実証の取組に要する経費</p> <p>(ア) 供給・販売計画の作成</p> <p>検討会資料印刷費、検討会会場借上費、委員旅費・謝金、需要調査や生産流通コスト調査に係る旅費・調査員手当、アルバイト賃金等</p> <p>(イ) 計画的な取引の実施</p> <p>a 安定供給に向けた取組</p> <p>展示ほ借上費、展示ほ資材費、マニュアル印刷費、研修会資料印刷費、講師旅費・謝金、会場借上費、研修旅費、指導旅費、指導資材費等</p> <p>b 流通の効率化、低コスト化及び多様化に向けた取組</p> <p>規格板等試作費、通い容器借上費、パック等容器の試作費、冷蔵コンテナ等借上費、貯蔵資材費、産地間等の掛かり増し果実運搬費、再選別等の掛かり増し果実選別費、カットや鮮度保持等果実の簡易な調製に要する経費、試作・分析用サンプル果実費等</p> <p>c 需要拡大に向けた取組</p> <p>資料印刷費、アンケート調査・分析費、理解醸成活動旅費、会場借上費、果実運搬費、備品借上費、機能性成分等分析費、GAP・トレーサビリティ導入に係る検討会資料印刷費、研修旅費・参加費、マニュアル印刷費、システム借上費等(不特定多数を配布対象としたチラシ、のぼり、ポスター等の販促資材の作成及び店頭での販売補助員の雇用は除く)</p> <p>イ 一定の品質の加工。原料用果実の安定的な供給の取組を支援する事業実施者に対し、加工原料用果実の選別・出荷に要する経費</p> <p>ウ 省力型栽培技術体系等の導入の取組に要する経費</p> <p>実需者と連携した省力型栽培技術体系等の導入実証に必要な検討会の開催、栽培実証データの取得・分析・マニュアル作成等に要する経費</p> <p>エ 報告書の作成に要する経費</p> <p>アからウまでの取組の成果に係る報告書の作成に係る経費</p> <p>オ その他果実加工品の安定供給のためのアからオまでの他の取組にかかる経費</p>

	<p>(2)補助率 定額</p> <p>ア (1) のアの経費については、一事業実施者あたり700万円を上限とする。</p> <p>イ (1) のイの経費については、長期取引契約に基づき確保又は出荷される加工算科刑果実について、品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく加工原料用果実の区分を含む当該階級別取引価格を導入した場合に、加工原料用果実の区分の取引数量(kg)に、実施計画に基づく取組により掛増しに要した経費(円/kg)を乗じた額とする。ただし、上記の補助対象となる取引数量の上限は、果汁原料用を除き1,000トンとし補助(交付)単価の上限は30円/kgとするものとする。</p> <p>ウ (1) のウの経費については、省力化技術体系等の導入実証に要した経費を対象とする。</p>
--	--

別表14 (果樹先導的取組支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 省力樹形、省力的な植栽方法又は優良品目・品種への改植・新植	<p>(1)補助対象となる経費 伐採・伐根費、深耕・整地費、土壤改良用資材費、苗木代、植栽費、果樹棚、支柱等の経費。ただし、新植においては伐採・伐根・整地費を除く。</p> <p>(2)補助率 2分の1以内</p>
2 未収益期間における幼木管理	<p>(1)補助対象となる経費 本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に直接必要な経費</p> <p>(2)補助率 定額 22万円/10a</p>
3 災害対応設備の設置、安定生産に資する設備の設置及びほ場条件整備	<p>(1) 補助対象となる経費 別表1の1の(2)、(4)及び(5)に定める経費</p> <p>(2) 補助率 2分の1以内</p>
4 病害の低減に資する雨よけ設備の整備	<p>(1) 補助対象となる経費 簡易な雨よけ設備の整備に要する資材費、施工費</p> <p>(2) 補助率 2分の1以内</p> <p>※補助金上限額：160万円/10a、事業費上限額：400万円/10a(税込)</p>
5 高温障害の発生低減に向けた資機材の導入	<p>(1)補助対象となる経費 細霧冷房、遮光資材(一体的に導入する支柱等も含む。)及び土壤被覆資材の導入に要する資材費及び施工費</p> <p>(2)補助率 2分の1以内</p> <p>(3)事業実施に当たっての留意事項 ア 細霧冷房については樹体や果実の冷却を目的とするものに限る。 イ 遮光資材については固定するための支柱等と一体的に導入するものに限る。 ウ 土壤被覆資材についてはかん水設備と一体的に導入することとし、遮光性</p>

<p>6 高品質果実の生産を維持するための技術の実証及び新技術等展示ほの設置</p>	<p>・遮熱性を備え、土壌水分量を細かく調整できるものに限る。 エ イ及びウについて、既に導入済の設備がある場合は、資材のみの導入も可能とする。</p> <p>(1) 補助対象となる経費 ア 技術の実証 実証ほ借上料、実証用資機材費、資料印刷費、会場借料、技術調査費等の経費 イ 展示ほの設置 新技術等の展示ほの設置に係る経費</p> <p>(2) 補助率 2分の1以内</p>
<p>7 品質向上</p>	<p>(1) 補助対象となる経費 有機栽培への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析に要する経費</p> <p>(2) 補助率 2分の1以内</p>
<p>8 品目等転換検討・調査</p>	<p>(1) 補助対象となる経費 果樹からより需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に要する経費</p> <p>(2) 補助率 定額（転換面積に対し2万円/10a。ただし、1経営体当たり上限20万円とする）。</p>
<p>9 栽培環境整備</p>	<p>(1) 補助対象となる経費 果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入及び一斉改植支援に要する経費</p> <p>(2) 補助率 定額（果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入にあつては転換面積に対し30万円以内/10a以内、一斉改植支援にあつては56万円/10a)</p> <p>(3)事業実施に当たっての留意事項 ア 一斉改植で行う植栽は、省力樹形又は省力的植栽とする。 イ 一斉改植を行う園地は、当該産地における対象品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上であること。 ウ 代替園地は、初年度から収入を得られる園地であるとともに、当該申請者が一斉改植を行う面積以下であること。 エ 支援対象者は事業実施から5年間は当該代替園地において営農を継続するとともに、作業日誌等で営農状況を整理し保管すること。 オ 一斉改植を行った園地が成園化した後も当該代替園地が適切に管理する体制を整えること。</p>
<p>10 研修の開催等</p>	<p>(1) 補助対象となる経費 新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、果樹から茶又は花きへの転換先の品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組に要する経費</p> <p>(2) 補助率</p>

11 推進事務費	定額 (1) 補助対象となる経費 別表1の3に定める経費 (2) 補助率 定額
----------	---

附則

この実施細則の制定は、令和7年3月3日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、令和7年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

環境負荷低減チェックシート（農業者等向け）

下記の各項目の取組について、事業実施期間中に実施する旨を□欄にチェックしてください。

記入年月日；
組織名又は法人名；
氏名（法人の場合は代表者名）；

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業者経営体向け）

下記の農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、取り組む内容について、□欄に✓を記入してください。

組織名又は法人名：

氏名（法人の場合は代表者名）：

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
⑤	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
⑥	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑧	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑨	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

